

冷凍食品認定工場認定要領の運用

平成20年4月1日制定
令和3年2月19日最終改定

一般社団法人 日本冷凍食品協会

目 次

冷凍食品認定工場認定要領の運用

目次	125
I. 冷凍食品製造工場の認定	
1. 分業工場の認定の取扱い	126
2. 条件付き認定工場	126
3. 認定工場証および清刷の交付、返却、再交付	126
4. 海外工場の認定申請条件	127
5. 認定審査	127
6. 早期更新申請	127
7. 認定品目の追加及び認定範囲の変更・拡大に関する審査	128
8. 異議申立	129
II. 冷凍食品製造工場の格付検査	
1. 定期検査	129
2. 製品検査	130
3. 優良工場の定期検査回数	130
III. 工場訪問が困難な場合の審査・検査等の対応	
1. 認定審査	130
2. 変更審査	131
3. 定期検査及び工場指導	131

冷凍食品製造工場認定要領の運用

I. 冷凍食品製造工場の認定

1. 分業工場の認定の取扱い

冷凍食品製造工場の認定については、前処理、加工、冷凍、包装等製造工程の一部を分業している場合、それが下請、委託等の関係による分散であっても、分業の範囲の大小に拘わらず、最終製品を管理し、品質管理全体に責任を有する主工場が認定の主体となる。

2. 条件付き認定工場

条件付き認定とは、リパック作業のみに限定した認定である。リパックとは材料となる冷凍食品、解凍やその他の加工調理を行わず、小分け、混合、単なる切断、又はこれらの複合作業を行い、最終製品として包装する行為を指す。

工場内で急速凍結を行わず、リパック作業のみを行う工場を認定工場証等に（条件付）と明示して区別する。

条件付き認定は、収穫に季節性のある水産および農産の素材冷凍食品が対象であり、加工冷凍食品は対象としない。

3. 認定工場証および清刷の交付、返却、再交付

協会は、認定工場に対し、認定の有効期間を記載した認定工場証と認定証票の清刷（以下、清刷）を交付する。

認定工場は、交付された認定工場証及び清刷の取扱いについて、以下に定める対応を行わなければならない。

- (1) 認定工場証は、従業員や外来者が見ることのできる場所に掲示することが望ましい。また、清刷は、本来の目的以外に使用してはならず、第三者に貸与してはならない。
- (2) 協会は、認定更新を認めた場合、新たな有効期間を記載した認定工場証を認定工場に交付する。認定工場は、有効期間が終了した認定工場証を協会に返却しなければならない。

- (3) 認定工場でなくなった場合は、認定工場証及び清刷を協会に返却しなければならない。
- (4) 認定工場証又は清刷を紛失した場合は、冷凍食品製造工場認定要領(以下、認定要領)付録の様式12及び13により、その事実を直ちに協会に報告し、再交付を受けなければならない。

4. 海外工場の認定申請条件

認定要領第22条第1項に規定する出資関係がない海外企業であっても、以下の条件を全て満たす場合は、同条第1項と同等とみなし、認定申請ができるものとする。

- (1) 日本の会員企業がOEM委託する海外工場であり、直接当該工場の管理及び指導ができること。
- (2) 日本の会員企業が複数の認定工場を保有していること。但し、OEM委託した日本の会員企業がその委託契約を解消した場合、残余の有効期間に拘わらず工場の認定を取り消す。

5. 認定審査

本制度に基づく認定審査は、次の通りとする。

- (1) 協会は、提出された申請書類の審査を実施後、一般財団法人日本食品検査(以下、J F I C)に調査依頼を行う。J F I Cは、認定調査を実施し、調査報告書を協会に提出する。なお、初回審査の場合は、製品検査の結果も合わせて提出する。
- (2) 協会は、(1)に基づき認定委員会に認定審査を依頼し、その結果の通知文書、調査報告書等を認定申請工場に送付する。認定合格の場合は、認定工場証も同時に送付する。

なお、申請に関する手続方法、現地調査時に確認する文書、記録類及び認定基準に基づく評価点の算出方法に関しては、協会ホームページに掲載する。

6. 早期更新申請

認定要領第24条第3号の早期更新申請に対する認定は以下の通りとする。

(1) 対象及び申請条件

認定工場としての効期間の残余が1年以上ある2年工場及び3年工場を対象とする。また、少なくとも1回の工場指導を完了していることを申請条件とする。

(2) 早期更新審査

認定審査（更新審査）に準じて実施する。

(3) 早期更新審査における有効期間

申請時点の有効期間に関係なく、審査に基づき新たな有効期間を付与する。但し、不適合となった工場には半年以内の暫定有効期間を設定する。

7. 認定品目の追加及び認定範囲の変更・拡大に関する審査

認定要領第20条第2項による認定品目の追加及び認定範囲の変更・拡大に関する審査（以下、変更審査）は、次の通りとする。

(1) 変更審査の種類

① 認定品目の追加

現在認定を受けている冷凍食品の品目に加え、新たに別の品目の認定を希望する場合。

② 認定範囲の拡大・変更

現在認定を受けている作業場の面積拡大、製造工程の増設、用途の変更等のほか、品質に影響を及ぼす設備の増設、更新、配置変更等を行った場合。

(2) 変更審査の実施方法

① 書類審査

認定範囲の拡大・変更で、変更内容が軽微あるいは品質に影響を及ぼす恐れがない場合には、現地調査を実施せず、申請書類のみで審査する。認定後は直近の定期検査で確認を行う。

② 現地調査

認定品目の追加や①に該当しない認定範囲の拡大・変更については、認定調査同様の手順で現地調査を実施し、調査報告書をもとに審査する。

(3) 認定の有効期間

変更審査は、現状の認定に対して追加で行うことから、認定の有効期間に変更はない。変更審査により不適合となった場合は、当該申請部分の認定は認めら

れないが、既に査定されている認定の有効期間に影響を与えない。なお、有効期間内であれば変更審査の再審査は可能である。

(4) その他

① 不適切な変更報告

(2) ①の書類審査で合格し、その直後の定期検査で、工場が提出した報告と実態に乖離がある場合には、変更認定を取り消し、現地調査による審査を行う。

② 変更審査料

変更審査を受ける工場は、変更審査料を協会の請求に基づき事前に納入しなければならない。

8. 異議申立

認定審査及び変更審査について、認定要領第19条第2項に基づいて異議申立を行うことができる。その場合、認定要領付録様式1.10により、その事実を文書（以下、申立文書）で協会に申請する。

協会は、申立文書に基づきJ F I Cと申請者に事実確認を行い、争点を明確にした調書を作成のうえ、認定委員会に申立文書及び調書を提出し、審議を要請する。認定委員会は、申立の採否を審議する。場合によっては、追加調査の必要性を判断する。なお、申請者は、異議申立の審査結果に、異議を申し立てることはできない。

認定委員会が必要と認めた追加調査にかかる手数料等については不要とするが、調査後に、申立文書の虚偽記載、重大な事実の隠ぺい等が明らかになった場合は、申請者は追加調査にかかる手数料等を負担しなければならない。

II. 冷凍食品製造工場の格付検査

格付検査は、定期検査と製品検査からなり、いずれも協会はJ F I Cに業務委託し、J F I Cは、検査実施後に報告書を該当工場及び協会に送付する。

1. 定期検査

定期検査は、有効期間に拘らず年2回を原則とする。但し、必要に応じてその回数を増減することができる。また、認定工場が希望すれば、年4回まで検査を受け

ることができる。

2. 製品検査

定期検査時に格付製品を抜き取って実施する。格付製品の生産が行われていない場合は、当日生産されている当該工場の主要商品を抜き取って実施する。

当該年度内での定期検査で実施できない場合は、格付製品を宅配等の方法で工場から J F I C に送付することにより実施する。

3. 優良工場の定期検査回数

管理状況が優れた工場は優良工場として、定期検査の回数を減らすことができる

(1) 優良工場の条件

優良工場とは、以下の条件を満たす工場とする。

① 直近の更新調査において、基準Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの調査結果がそれぞれ 90 点以上で、基準Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲの合計が 280 点以上。

② 当該年度の初回定期検査において H A C C P 関連項目の全てが 4 点以上。

(2) 定期検査の免除措置

優良工場であって、当該年度の初回定期検査で上記の優良な状態が確認され、今後も維持できると判断された場合、工場の希望により、それ以降の当該年度の定期検査を免除することができる。

Ⅲ. 工場訪問が困難な場合の審査・検査等の対応

協会が認める感染症予防対策等、止むを得ない理由により、各認定工場において工場（事務所、製造棟）への立入りを制限している場合の対応は、次の通りとする。

1. 認定審査

(1) 初回審査

工場の立入調査が必須であり、立入調査ができなければ、申請を受け付けない。

(2) 更新審査

検査員が現場に赴かず、情報通信機器等を活用し、遠隔地から現地調査に近い内容の調査（以下、リモート調査）を実施し、その結果に基づき暫定有効期間を付与する。

付与する暫定有効期間は、4年、3年工場で1年以内、2年工場で半年以内とし、認定

委員会で査定する。

暫定有効期間内に現地調査を行うことができない場合は、認定委員会で措置を決定する。なお、更新審査料は、認定要領別記2の通り。

リモート調査を実施する場合は、J F I Cが秘密保持誓約書を工場側に提出し、開示されたデータ（記録、文書、画像等）は、J F I Cでは保存しないものとする。

2. 変更審査

品目追加、範囲の変更・拡大等、変更審査の場合は、更新審査に準じる。

3. 定期検査及び工場指導

1（2）の更新調査におけるリモート調査に準じて実施し、実施回数は、既定の通り。

附則（平成20年4月1日 制定）

この運用規定は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月13日 一部改定）

この運用規定は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成24年11月14日 一部改定）

この運用規定は、平成25年4月1日から施行する。

附則（平成26年4月22日 一部改定）

この運用規定は、平成26年4月22日から施行する。

附則（平成27年3月23日 一部改定）

この運用規定は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成29年4月1日 一部改定）

この要綱に規定する“一般財団法人日本冷凍食品検査協会”は、組織の名称変更により、平成29年5月1日より“一般財団法人日本食品検査”に読み替えるものとする。

附則（平成31年1月29日 一部改定）

この運用規定は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年11月1日 一部改定）

この運用規定は、令和元年11月18日から施行する。

附則（令和3年2月19日 一部改定）

この運用規定は、令和3年4月1日から施行する。